



# 子育て支援事業一覧表 (令和6年4月 現在)

## 吉岡町



※法改正などにより内容が変更となっている場合があります。

不明な点は、各問い合わせ先までご確認ください。

= 目 次 =

☆妊娠に関すること	．．．．．	P 2
☆赤ちゃんが生まれたら	．．．．．	P 3～
☆就学前のお子さんを持つ方へ	．．．．．	P 5～
☆就学しているお子さんを持つ方へ	．．．．．	P 7～
☆ひとり親家庭のために	．．．．．	P 9
☆心や身体にハンデを持つお子さんのために	．．．．	P 9～
☆子どもの遊び場など	．．．．．	P 12
☆急病のとき	．．．．．	P 13
☆その他相談（町外含む）	．．．．．	P 13～

☆妊娠に関すること

事業名	事業内容	問合せ先等
不妊治療費の一部助成 (特定不妊治療、 一般不妊治療、 男性不妊治療、 不育症)	不妊治療費(保険診療適用外)の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 詳細については、窓口へお問い合わせください。	保健センター(健康づくり室) ☎54-7744 *月曜日～金曜日の開館日に申請受付
妊娠届・母子健康手帳交付	医療機関で交付される妊娠届出書、マイナンバーがわかる個人番号カード又は通知カード、口座番号のわかるもの、健康保険証をお持ちください。 必要書類の記載をしていただき、母子健康手帳等をお渡します。	保健センター(健康づくり室) ☎54-7744 *月曜日～金曜日・月2回の土日開館日に交付
思いやり駐車場	群馬県と協定を結んだ施設の駐車場を優先的に利用できる利用証を交付します。  【対象】 妊娠7カ月から産後6カ月の妊産婦の方 その他、障害がある方、高齢者の方、難病患者の方が対象になります。 ※手帳や等級などの要件がございますので、詳細はお問い合わせください。	保健センター ☎54-7744 又は健康福祉課福祉室 ☎26-2246 【持ち物】 母子健康手帳他 *妊産婦の申請は、妊娠7カ月から産後6カ月まで。(利用可能期間も同様。)
妊産婦健康診査 妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳発行時に、妊産婦健康診査受診票と妊産婦歯科健康診査受診票をお渡します。 妊娠届出後に転出入した時には、新しい住所地で受診票の交換手続きが必要です。	保健センター(健康づくり室) ☎54-7744 *母子健康手帳発行時に補助券を交付
パパ・ママClass, マタニティーClass	赤ちゃんのおふろの練習、助産師・栄養士・歯科衛生士が希望者に個別相談を行います。 (日程・対象月等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報をご覧ください。)  先着12組	保健センター(健康づくり室) ☎54-7744 【申込み】 開催日の2週間前までに電話又は来所で申込みください。
産前・産後サポート事業	産前・産後の母親に対し、家事や育児の援助支援を行う事業です。 ※利用内容の詳細については、お気軽にお問い合わせください。  【対象】 母子手帳発行時～産後1年の町内に住所のあるお母さん ※家事・育児を手伝ってくれる家族がいないお母さん 【利用料金】 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで利用可能) 【利用時間】 9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)の間で1日2時間まで	【申込み・問合せ先】 しづかわファミリーサポートセンター (平日9:00～17:00) ☎22-5200 *利用希望日の1週間前までに電話で予約してください。  ※利用の相談については健康福祉課子育て支援室でもお受けいたします。 ☎26-2248
出産・子育て応援事業	全ての妊婦に対し、安心して出産ができるよう「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施しています。 【対象】 妊婦 【内容】 伴走型相談支援として、妊娠届時と妊娠8ヶ月頃にアンケート及び面談を実施。経済的支援として出産応援ギフトの申請実施(出産応援交付金5万円を支給)。	保健センター(健康づくり室) ☎54-7744 *妊娠届出及び母子健康手帳の交付・面談:月曜日～金曜日・月2回の土日開館日 ※妊娠8カ月時アンケートは、自宅に郵送。

☆赤ちゃんが生まれたら

事業名	事業内容	問合せ先等
出生届	出生の日を含めて14日以内に、届出人の住所地、本籍地又は出生地の市区町村に届出してください。 (出生証明書を添付)	住民課住民環境室 【必要なもの】 母子健康手帳 ☎26-2244
チャイルドシート購入補助	チャイルドシート装着の徹底を図り、乳幼児を乗車中の事故から保護することを目的に、購入費用の一部を補助します。 【対象】 6歳未満の乳幼児 【申請期間】 購入日から1年以内 【補助金額】 購入額に1/2を乗じて、1,000円未満を切り捨てた金額(上限8,000円)	総務課協働安全室 【必要なもの】 ①領収書又はレシート ②品質保証書又は取扱説明書 ③振込先のわかるもの ☎26-2243
出産育児一時金の直接支払制度	出生児一人につき50万円が支給されます。病院等から請求される出産費用については、原則50万円の範囲内で町が直接病院等に支払います。 出産される人は事前に多額の現金を準備する必要がなくなります。出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額が世帯主に支給されます。 【対象】 国民健康保険に加入の方 ☆その他の健康保険に加入の方は、会社(各事業所)にご確認ください。	住民課保険室 【差額申請に必要なもの】 ①国民健康保険証・世帯主義の金融機関の口座番号がわかるもの ②病院等から交付される出産費用の領収書及び内訳明細書 ③直接支払制度合意文書 ☎26-2249
国民健康保険税産前産後期間相当分免除制度	出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4ヶ月分(双子以上は3ヶ月前からの6ヶ月分)の国民健康保険税の所得割額と均等割額が減額されます。 【対象】 国民健康保険に加入中の出産される方	住民課保険室 【必要なもの】 母子健康手帳 ☎26-2249
国民年金産前産後免除制度	出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4ヶ月分(双子以上は3ヶ月前からの6ヶ月分)の国民年金保険料が免除されます。 【対象】 国民年金に加入中の出産される方	住民課保険室 【必要なもの】 母子健康手帳 ☎26-2249
福祉医療費制度(子ども)	18歳の年度末までの方は、入院と通院の保険診療による自己負担分を助成します。	住民課保険室 【必要なもの】 お子さんの健康保険証 ☎26-2249
児童手当	中学校修了前までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。 出生や転入の日から15日以内に申請してください。 【支給月】 毎年6月、10月、2月(それぞれ前月分までの手当を支給します。) ☆公務員の方は勤務先への申請になります。	健康福祉課子育て支援室 【必要なもの】 ①請求者の健康保険被保険者証 ②請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③請求者及び配偶者の個人番号カード(マイナンバーがわかるもの) ④その他、必要に応じて提出していただく書類があります。 ☎26-2248

☆赤ちゃんが生まれたら

母乳・離乳食相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳に関する相談、乳房トラブルの相談、卒乳の相談。</li> <li>・妊娠、出産、家族計画について。</li> <li>・乳幼児の身体計測、栄養士による離乳食等の個別相談を行います。</li> </ul> <p>【対 象】 乳幼児と親又は家族</p> <p>☆日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p> <p>【持ち物】 母子健康手帳</p> <p>【申込】 前日までに電話または来所でお申し込みください。</p> <p>*月1回開催</p>
乳児家庭全戸訪問事業	<p>第1子・出生体重2,500g以下の児等に対して助産師による訪問、第2子以降の児に対して保健師による訪問や電話相談を行います。</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p>
未熟児養育医療給付	<p>身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費の一部を町が負担する制度です。</p> <p>【対 象】 町内在住の1歳未満のお子さんで給付基準に該当し、医師が入院医療を必要と認めた方</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p> <p>*詳細についてはお問い合わせください。</p>
出産・子育て応援事業	<p>安心して子育てができる環境整備のため、子育て家庭に寄り添う「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施しています。</p> <p>【対 象】 町内に住民票がある子（令和4年4月1日以降の出生児）の養育者</p> <p>【内 容】 新生児訪問時に養育者と面談を行い、子育て応援ギフト（子育て応援給付金5万円）の申請書類をお渡しします。養育者から申請手続きが行われたのち交付金を支給します。</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p>
健康診査の実施	<p>3-4カ月児、10-11カ月児、1歳6カ月児、2歳児、3歳児を対象に健康診査を行います。</p> <p>【健診内容】 身長・体重計測、小児科診察、歯科診察、発育・発達相談、栄養相談、歯科相談（内容は年齢により異なります。）</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p> <p>*健診対象者には、約1カ月前に通知にてご案内します。</p>
離乳食講習会	<p>親子共に望ましい食習慣が確立されるよう、相談・支援を行います。</p> <p>随時、離乳食の電話相談・対面相談を行っています。相談を希望される方は、保健センターに電話連絡をお願いします。</p>	<p>保健センター（健康づくり室） ☎54-7744</p>
ブックスタート	<p>すべての赤ちゃんの周りで楽しく温かいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。</p> <p>☆10-11カ月児健診時に保健センターにて絵本を2冊渡しています。</p>	<p>吉岡町図書館 ☎54-6767</p>
赤ちゃんの駅	<p>民間施設、公共施設等のおむつ替え・授乳が可能な設備のある場所を『赤ちゃんの駅』とし、子育て中の家族が安心して外出出来るように支援します。</p>	<p>健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248</p>

☆赤ちゃんが生まれたら

事業名	事業内容	問合せ先等
ぐーちょきパスポート	県内在住（又は通学・通園中）の子育て世帯に配布しています。協賛店舗で提示すると、割引やプレゼントなど、各種特典サービスが受けられます。 【対 象】①18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭。 ②妊娠中の方がいる家庭。（母子健康手帳交付時に配付。） ※子ども又は妊婦1名につき1枚配布しています。	健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248 【配布窓口】 保健センター
ハーフバースデー	ベビーダンスで親子のスキンシップをはかります。育児・離乳食等の相談も行います。 【対 象】 5～7カ月児と親又は家族 ※日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載	保健センター（健康づくり室） ☎54-7744 【申込】開催1か月前から2週間前までに電話または来所でお申込みください。

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
保育園及び認定こども園	保護者の就労等により、家庭で保育できない方で保育園及び認定こども園を利用希望する方に対して、保育園及び認定こども園での受入れを行います。 【対 象】 おおむね満6カ月から（各園の状況により） ☆次年度の一斉申込みは9月頃に行います。詳細については町広報誌及び町ホームページにてお知らせいたします。	健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248 *一斉申込みの他、途中入所のご相談は随時受け付けます。
保育料無料化（全児童）	令和5年4月から保育料の完全無料化を実施しております。養育している児童の人数に関わらず、児童を養育している世帯に対し、3歳未満児の児童に係る保育料等の保育料を無料にすることにより、就業と子育ての両立を支援します。	健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248 *一斉申込みの他、途中入所のご相談は随時受け付けます。
延長保育	第一、第三、第四保育園及び駒寄幼稚園において、19時までの延長保育を実施しています。 【対 象】 該当保育園在園児 【延長時間】 18：00～19：00	☆保育園に直接申込み 第一保育園 ☎54-7125 第三保育園 ☎54-1122 第四保育園 ☎54-4708 駒寄幼稚園 ☎54-7144
保育園一時預かり	子育て家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務及び短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴い一時的に保育を必要とする場合、町内保育施設にて児童をお預かりし、保育を行う事業です。 【対 象】 主に保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児。 おおむね満6カ月から（各園の状況により）	☆実施施設に直接申込み 第一保育園 ☎54-7125 第二保育園 ☎54-5312 第三保育園 ☎54-1122 第四保育園 ☎54-4708 第五保育園 ☎54-2605 駒寄幼稚園 ☎54-7144

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
認定こども園 (幼稚園)	<p>集団生活の中で心身の発達を図り、小学校以降の学習の基盤を培うことを目的にしています。また、保護者の希望に応じて、正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる『預かり保育』を実施しています。</p> <p>【対 象】 幼稚園目的の3歳以上児</p>	<p>☆入園を希望するこども園(幼稚園)に直接申込みください。</p>
病児保育事業	<p>病気の回復期に至らない児童であって、当面の症状の急変が認められない場合、診療所内に付設された専用スペースで一時的に預かり、保育する事業です。</p> <p>【対 象】 小学3年生以下の児童            【利用日時】 休診日(年末年始含む。)以外の日 9:00~17:00(土曜日 9:00~16:00)            【定 員】 1日3人まで(町内在住者優先)            【利 用 料】 1,500円</p>	<p>☆竹内小児科に直接申込み・問合せ            (休診日:木曜日・日曜日・祝日)            ☎30-5151</p>
病後児保育事業	<p>病気の回復期にあり、集団保育の困難な児童を保育施設内に付設された専用スペースで一時的に預かり、保育する事業です。</p> <p>【対 象】 小学6年生以下の児童(施設によって異なりますので、施設にご確認ください。)            【利用日時】 土日祝日・年末年始以外の日 8:30~17:30            【定 員】 1日3人まで            【利 用 料】 1,500円</p>	<p>☆実施施設に直接申込み・問合せ</p> <p>吉岡町第四保育園 ☎54-4708            駒寄幼稚園 ☎54-7144</p>
体調不良児対応型保育事業	<p>第四及び駒寄幼稚園において、現に通所中の児童であって、保育中に微熱その他の体調不良の状態となった場合、医務室等で安静に保育する事業</p> <p>【対 象】 通所中の児童</p>	<p>☆実施施設に問合せ</p> <p>吉岡町第四保育園 ☎54-4708            駒寄幼稚園 ☎54-7144</p>
ファミリーサポート センター	<p>「子育ての手助けがほしい人」と「子育ての手伝いをしたい人」が会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。保護者の外出時などの、お子さんの一時預かりや、保育園・幼稚園・学童・学校への送迎、その他会員のために必要な援助を行います。</p> <p>【対 象】 おおむね生後3カ月から15歳までの児童            【利用料金】 《病気等ではない子どもの場合》(1時間あたり)            月~金曜日 7:00~19:00 700円(左記時間外 800円)            土・日・祝日 7:00~19:00 800円(左記時間外 900円)            【そ の 他】 お泊まり保育や、病気のお子さんも預かります。(利用料金は別に設定)</p> <p>☆平成30年度から利用促進券を一家族月4枚、配布しています。利用促進券は、1枚で1時間あたり200円の金券として使用でき利用料金の負担を軽減するものです。なお、利用可能枚数は1回のサービス利用につき2枚までとなります。</p>	<p>しばかわファミリーサポートセンター            ☎22-5200</p> <p>【住所】            渋川市渋川1338番地4 渋川すこやかプラザ            (平日9:00~17:00)</p>
子育て相談会	<p>子どもとの接し方が分からない、ことがなかなか出ない、上手く抱っこ出来ないなど、育児の悩みについて専門員が個別相談を行います。            ☆日程等詳細については、吉岡町けんこうガイド・広報に掲載</p>	<p>保健センター(健康づくり室) ☎54-7744            *要予約</p>
保健師・栄養士による 個別相談、家庭訪問	<p>健康や育児について相談希望のある方に対し、個別相談や家庭訪問を行います。</p>	<p>保健センター(健康づくり室) ☎54-7744</p>

☆就学前のお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
園訪問事業	集団生活での様子や発達に心配のある就園児に対し、心理士が就園先の保育園・幼稚園に訪問を行い、園の先生や保護者に関わり方の助言を行います。	保健センター（健康づくり室） ☎54-7744
年中児こころの成長アンケート	子どもの集団生活における苦手さや保護者の心配事を見つけるため、4歳11カ月から5歳1カ月に達した児の保護者にアンケートを送付します。アンケートの結果に基づき、助言や支援を行います。	保健センター（健康づくり室） ☎54-7744
子育て支援ファイルの発行	発達障害やその他の障害の有無に関わらず、家庭と地域の関係機関が連携し、安心して子育てが出来るよう支援ファイルを配布します。	【配布窓口】 教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286 保健センター ☎54-7744
児童虐待の発生予防	健診や教室、様々な相談などの機会において、育児不安や育児困難を感じる保護者に対し、助産師・栄養士・保健師・保育士などによる支援を行います。また、母子保健推進員や民生委員などの協力を得て児童虐待の発生防止に努めます。通告義務について住民に広く周知し、早期発見に努め、通告があった場合は児童相談所や関係機関と連携を取り、虐待防止と保護に努めます。	北部児童相談所 ☎20-1010 健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248 健康福祉課健康づくり室 ☎54-7744

☆就学しているお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等
放課後児童クラブ（学童クラブ）	放課後、保護者が仕事などにより家にいない家庭の小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、保育します。 【開所日時】（平日）13:00～18:30（土曜日）7:30～18:30 ※日曜日・祝日は休所	吉岡町社会福祉協議会 ☎54-3930 駒寄幼稚園 ☎54-7144
教育相談	学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備します。 ・長期欠席生徒等に対する適応指導教室の受入れ ・スクールカウンセラーとの連携	【相談窓口】 教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286 吉岡中学校 ☎54-3213 駒寄小学校 ☎54-2300 明治小学校 ☎54-2105
就学援助制度	町内小中学校に通う児童生徒がいる世帯で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合、学校生活に必要な費用の一部（新入学児童生徒学用品費、給食費など）を援助する制度です。 ※収入等に応じて対象にならない場合もあります。	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286



☆就学しているお子さんを持つ方へ

事業名	事業内容	問合せ先等															
第3子以降学校給食費無料化（免除）制度	<p>多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を目的として、第3子以降の学校給食費を全額免除する制度</p> <p>【対象】</p> <p>①同一世帯で生計を一にしている子（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者）を3人以上養育していること</p> <p>②上記①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること</p> <p>③生活保護費又は就学援助費を受給していないこと</p> <p>④上記③以外で給食費相当額を受給していないこと</p> <p>⑤上記③以外で町税及び学校給食費の滞納がないこと</p>	吉岡町学校給食センター ☎54-3225															
大樹町子ども交流事業	<p>友好都市で大自然あふれる北海道大樹町での自然体験、社会体験及び宿泊体験を通して、両町で少年の交流の輪を広げ、地域社会でリーダーシップを発揮できる青少年を育成します。</p>	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054															
スポーツ少年団	<p>学校体育施設を開放し、スポーツ少年団等の取り組みにより、地域において児童・生徒のスポーツクリエーション活動を促進します。</p>	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1161															
子ども会・PTA活動	<p>町内には31の子ども会があり、子どもの健全育成を目的として、上毛かるた大会、スポーツレクリエーション大会を実施しています。また、各地域では廃品回収やクリスマス会等も実施しています。</p>	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054															
子ども安全協力の家	<p>登下校中に子どもたちが困ったことがあったときに助けを求めて駆け込むと守ってくれる家です。</p> <p>町内の115軒が町から委嘱されています。</p>	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054															
放課後見守り教室	<p>放課後、家で子どもだけで留守番をしている小学生児童のために、安心・安全な居場所づくりを提供します。</p> <p>【活動日】</p> <table border="0"> <tr> <td>北下教室</td> <td>学校の授業日の木曜日</td> <td>(14:30~17:00)</td> </tr> <tr> <td>寺上教室</td> <td>学校の授業日の月曜日</td> <td>(15:00~17:00)</td> </tr> <tr> <td>駒寄教室</td> <td>学校の授業日の月曜日</td> <td>(15:00~17:00)</td> </tr> <tr> <td>上野原教室</td> <td>学校の授業日の火曜日</td> <td>(15:00~17:00)</td> </tr> <tr> <td>下野田教室</td> <td>学校の授業日の月曜日</td> <td>(15:00~17:00)</td> </tr> </table>	北下教室	学校の授業日の木曜日	(14:30~17:00)	寺上教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)	駒寄教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)	上野原教室	学校の授業日の火曜日	(15:00~17:00)	下野田教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054
北下教室	学校の授業日の木曜日	(14:30~17:00)															
寺上教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)															
駒寄教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)															
上野原教室	学校の授業日の火曜日	(15:00~17:00)															
下野田教室	学校の授業日の月曜日	(15:00~17:00)															

☆ひとり親家庭のために

事業名	事業内容	問合せ先等
児童扶養手当	<p>父母の離婚や死亡などの理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している一人親家庭の父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。</p> <p>※所得や年金受給により支給されない場合もあります。                  ※支給要件等もありますので、詳しくは子育て支援室までお問合せください。                  【支給月】 奇数月（それぞれ前月分までの手当を支給します。）</p>	<p>健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248                  【必要なもの】                  ①請求者と児童の戸籍謄本                  ②請求者名義の振込み先口座がわかるもの                  ③その他、窓口で必要な書類をお渡します。</p>
福祉医療費制度 (母子・父子家庭等)	<p>18歳の年度末までの児童を扶養している母子・父子家庭、及び父母のいない18歳の年度末までの児童の保険診療による自己負担分を助成します。</p> <p>※所得状況、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。</p>	<p>住民課保険室 ☎26-2249                  【必要なもの】                  ①健康保険証                  ②戸籍謄本（本籍が町外の方）                  ③所得課税証明書（1月1日に吉岡町に住民登録がない方）</p>

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
渋川広域障害福祉 なんでも相談室	<p>障害福祉サービスの利用支援や障害に関するお悩みなどについての相談に応じます。                  (相談料は無料です。)</p> <p>○渋川広域障害福祉なんでも相談室(対象範囲：障害全般)                  【場 所】 渋川市渋川1760-1(渋川ほっとプラザ1階)                  【相談日時】 月曜日～土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)</p> <p>※吉岡町役場での出張相談日→毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日)の15:00～17:00</p>	<p>渋川広域障害福祉なんでも相談室 ☎30-0294                  健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p>
特別児童扶養手当	<p>精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を監護する父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に手当を支給します。</p> <p>※所得や年金受給、施設入所により支給されない場合もあります。                  ※受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が所得制限額以上の場合は《支給停止》となります。</p> <p>【支給月】 毎年4月、8月、11月(それぞれ前月分までの手当を支給します。)</p>	<p>健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248                  【持参するもの】                  ①請求者と児童の戸籍謄本                  ②請求者名義の振込み先口座がわかるもの                  ③手当用診断書(療育手帳又は身体障害者手帳をお持ちの方は診断書を省略できる場合があります。)                  ④その他、窓口で必要な書類をお渡します。</p>

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
身体障害者手帳の発行	<p>身体障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。                      障害の種類には、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などがあり、障害の程度により、1級から7級に表示されます。                      取得を希望される方は、まずは、医師に相談してください。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246                      【持参するもの】                      ①身体障害者福祉法第15条指定医作成の診断書                      ②写真（縦4cm×横3cm、撮影1年以内）                      ③個人番号の確認できる書類と身分証明書など                      ④印鑑（朱肉で押すもの）                      ※県で審査、認定後に手帳交付</p>
療育手帳の発行	<p>知的障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。                      18歳未満の方は北部児童相談所、18歳以上の方は心身障害者福祉センターで判定を行います。                      重度の場合は「A」、中軽度の場合は「B」で表示されます。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246                      【療育手帳取得の流れ】                      ①児童相談所で判定を受ける                      ②介護福祉課福祉室で申請                      写真（縦4cm×横3cm、撮影6カ月以内）、個人番号の確認できる書類、印鑑が必要                      ③県で審査、認定後に手帳交付                      ※手帳交付後は、児童相談所で定期的に判定を受け、手帳の更新が必要</p>
自立支援給付、障害児通所支援	<p>居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、児童通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）等のサービス利用料を一部負担します。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246                      【障害福祉サービスの利用の流れ】                      ①介護福祉課福祉室で申請                      ②相談支援事業所決定、相談                      ③支給決定、受給者証交付</p>
自立支援医療（育成医療）	<p>18歳未満の身体障害児に対し、その児が生活能力を得るために必要な医療費用の一部を公費負担する制度です。世帯所得に応じて、自己負担額の軽減措置があります。手術等の前に申請してください。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246                      【持参するもの】                      ①自立支援医療（育成医療）の指定を受けた医療機関で作成された診断書                      ②保険証                      ③個人番号の確認できる書類                      ④印鑑</p>
障害児福祉手当	<p>日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方を対象として、手当が支給されます。</p> <p>【対象】 20歳未満で常時介護を必要とし、別に定める基準に該当する方。                      （社会福祉施設へ入所中の方、障害を支給事由とする給付を受けている方は対象外です。ただし、特別児童扶養手当との併給は可能です。）※ 所得制限あり</p> <p>【支給月】 毎年2月、5月、8月、11月（それぞれ前月分までの手当を支給します。）</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246                      【持参するもの】                      ①身体障害者福祉法第15条指定医作成の障害児福祉手当認定診断書                      ②受給者本人及び扶養義務者の個人番号が確認できる書類                      ③受給者名義の預金通帳                      ④身体障害者手帳または療育手帳                      ⑤その他、窓口に必要な書類をお渡します。                      ※県で審査、認定後に支給開始</p>
紙おむつ購入助成	<p>おむつを必要とする在宅の重度心身障害者（児）に対し紙おむつの購入費用が助成されます。</p> <p>【対象】 重度心身障害者（児）3歳以上の方で、身体障害者手帳の1級・2級又は療育手帳（A）を所持している方</p>	<p>健康福祉課介護高齢室 ☎26-2247                      【持参するもの】                      ①対象期間のレシートや領収書                      ※対象期間は広報で確認してください。                      ②身体障害者手帳または療育手帳                      ③振込先口座がわかるもの</p>

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
心身障害者扶養共済制度	<p>加入者(保護者)が死亡又は重度の障害状態になった場合に、障害児(者)に年金が支払われる制度です。加入者は年齢や加入時期に応じた掛け金を納めます。</p> <p>【対象】 身体障害児(者)(1級～3級)又は知的障害児(者)、精神障害者の保護者で、65歳未満の健康な方。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p>
難病患者見舞金	<p>群馬県が発行する特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証をお持ちの方又はその保護者を対象に見舞金が支払われます。</p> <p>【対象】 群馬県が発行する特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証をお持ちの方又はその保護者。</p> <p>【見舞金額】 月額2,000円 【支給月】 毎年3月、9月</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p>
重度障害者等理容美容利用券の交付	<p>7月1日時点で、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方(死亡、転出、施設入所者を除く。)を対象に、2,000円分の利用券を2枚交付します。町内の協力理容・美容事業者で利用できます。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p>
特別支援教育就学奨励費	<p>町内の特別支援学級に通う児童生徒に対し、世帯所得に応じて就学奨励費を支給する制度です。</p>	<p>教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286</p>
特別支援学校就学援助費	<p>特別支援学校の小学部・中学部に在学する児童生徒に対して就学援助費を支給する制度です。</p> <p>【支給額】 年額15,000円</p>	<p>教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286</p>
吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業	<p>保育園や学校、障害児通所施設等に通っている短時間かつ定時の医療的ケアを必要とする児童に対して、町と委託契約を結んだ訪問看護事業者の看護師等を派遣する事業です。</p> <p>【対象者】 町内に住所があり、看護師が配置されていない施設等に通所している医療的ケアを必要とする児童</p> <p>【利用単位】 30分を1単位として、1日3単位まで ※1単位400円の利用者負担額がかかります。(ただし、対象者の属する世帯の課税状況により負担上限月額を定めています。)医療的ケアに係る材料費などは利用者の負担になります。</p> <p>【対象になる医療的ケア】 短時間かつ提示の対応が可能な処置 例) 自己導尿、痰の吸引、経管栄養、酸素吸入など</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p>

☆心や身体にハンデを持つお子さんのために

事業名	事業内容	問合せ先等
吉岡町難聴児補聴器購入等支援事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入および修理に関わる費用の一部を助成します。まずは担当窓口にご相談ください。</p> <p>【対象者】 町内に住所がある18歳未満で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上である児童 その他、要件および所得制限がありますので、担当窓口へご相談ください。</p>	<p>健康福祉課福祉室 ☎26-2246</p> <p>【申請時に持参するもの】</p> <p>①申請書 ②専門医が作成した意見書 ③見積書</p> <p>【購入後に持参するもの】</p> <p>①吉岡町難聴児補聴器購入等支援事業助成金請求書 ②振込先のわかる預金通帳 ③領収書</p>

☆子どもの遊び場など

事業名	事業内容	問合せ先等
吉岡町児童館	<p>年間を通して、映画会・おやつ作り・工作等の行事を行っています。 室内にはトランポリン・卓球・おもちゃ等があり、入館は無料です。</p> <p>【開館日時】 月曜日～金曜日(10:00～17:00) 土曜日(10:00～15:00) ※日曜日・祝日は休館 ☆毎月のイベント情報は町広報誌に掲載</p>	吉岡町児童館 ☎20-5960
公民館講座の開催 (よしおか手作り講座、 こどもときめき講座、 おもしろ科学教室等)	<p>乳幼児が親子で参加できる講座や、小学生対象の講座などを随時開催しています。 ☆詳細はチラシ・町広報誌に掲載</p>	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054
パネルシアター	<p>貼り絵のお芝居・歌あそび・手あそびをします。0歳児から楽しめます。</p> <p>【開催日時】 毎月第2・4水曜日(10:00～11:00) 【場 所】 吉岡町図書館内 絵本コーナー</p>	吉岡町図書館 ☎54-6767 *事前申込みは不要
読み聞かせ	<p>子どもから大人まで楽しめるおはなしの会です。気軽に参加してください。</p> <p>【開催日時】 毎週土曜日(11:00～11:30) 【場 所】 吉岡町図書館内 絵本コーナー</p>	吉岡町図書館 ☎54-6767 *事前申込みは不要
子育てサロン	<p>子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、お互いに支え合う活動です。おしゃべり・おもちゃ遊び・読み聞かせなど気軽に参加し、楽しんでもらえるサロンです。</p> <p>【主催】 吉岡町民生委員・児童委員協議会 ☆日程はチラシ・社会福祉協議会ホームページに掲載。</p>	吉岡町社会福祉協議会 ☎54-3930 *事前申込みは不要

☆子どもの遊び場など

事業名	事業内容	問合せ先等
わくわくあそび	1歳半から未就学児と、その保護者を対象とし、就学前に必要な集団あそびやリズムあそびをします。 【開催日時】 5月～11月のうち月1回、全6回（10:00～11:00） 【場 所】 吉岡町文化センター ☆日程はチラシ・町広報誌・吉岡町教育委員会ホームページに掲載。	教育委員会事務局生涯学習室 ☎54-1054 *事前予約は不要
子育て支援センター	在宅で子育てをしている方や、これから親になる方などを対象に、親子で遊んだり、子育てについて学が事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。 【開館時間】 9:00～12:00/13:00～15:30 （土曜日：9:00～12:00） 【休 館 日】 日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）	吉岡町子育て支援センター（いちようクラブ） ※吉岡町第四保育園併設 ☎54-0102 *事前予約は不要
吉岡町保健センター (子育て世代包括支援センター)	赤ちゃんや小さいお子さんの遊び場として、他の親子さんとの交流の場としてご利用いただけます。体重測定も出来ます。 【利用可能日】 火曜日～金曜日、土日開館日（事業のない日） ※授乳やミルク、お湯以外の飲食は出来ません。 ☆利用可能日をホームページや電話で確認してからお越しください。	保健センター ☎54-7744

☆急病のとき

事業名	内容	問合せ先等
夜間急患診療所	夜間、急に具合が悪くなったときに診療が受けられます。 【診療科目】 内科、小児科、外科 【診療時間】 19:00～22:00（年中無休）	夜間急患診療所 【住所】 渋川市渋川1760番地1 渋川ほっとプラザ1階北側 ☎23-8899
救急病院等案内 テレホンサービス	救急車を必要としない、けがや急病等のため受診できる医療機関をご案内します。	☆24時間、年中無休 渋川広域消防本部 ☎23-0099
群馬こども救急相談 （#8000）	夜間・休日における子どもの病気への対処方法や、応急処置などの相談、急病時の医療機関を受診すべきかどうか迷ったときの相談などに、看護師等が対応します。 【対 象】 15歳未満の子どもの保護者等 【利用時間】 月曜日～土曜日：18:00～翌朝8:00 日曜日・祝日・年末年始：8:00～翌朝8:00	☎#8000（携帯電話からも利用可）
よしおか健康No.1 ダイヤル24	育児相談、医療相談、医療機関情報等の提供など、医師・保健師・助産師・看護師等の相談スタッフが相談におこたえます。	☆24時間、年中無休 ☎0120-026-103 (通話料無料)

☆その他相談（町外含む）

事業名	内容	問合せ先等
吉岡町社会福祉協議会	社会福祉についての活動や福祉関係団体育成などに支援を行い、総合的な社会福祉の増進を目的に活動しています。	【住所】 吉岡町南下1333番地4 ☎54-3930
民生委員・主任児童委員	地域住民の生活上の悩みや子どもの問題等の相談に応じます。 ご相談は、お近くの民生委員へ。	吉岡町社会福祉協議会 ☎54-3930
渋川広域障害福祉 なんでも相談室 (渋川ほっとプラザ1階)	渋川市・吉岡町・榛東村より委託を受け、障害のある人や、そのご家族へ情報提供などを行っています。 障害福祉サービスの利用についての相談、日常の悩みなど、幅広く相談を受け付けています。 【相談日時】 (月曜日～土曜日) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く。) 【相談方法】 来室・電話・FAX	渋川広域障害福祉なんでも相談室 【住所】 渋川市渋川1760番地1渋川ほっとプラザ1階 ☎30-0294 FAX: 30-0322
北部児童相談所	18歳未満の児童の福祉や健全育成等に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、ご自身やご家族が出産・育児に悩んだときなどにご相談ください。(不登校・心身の発達・虐待)	○北部児童相談所 【住所】 渋川市金井394番地 ☎20-1010 ○群馬県子どもホットライン24 ☎0120-783-884 ☎027-263-1100 (携帯電話の方) ○児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)
渋川保健福祉事務所	お子さんの発育・発達に関することや育児の相談に応じます。 ☆育児をされる方等の心の相談も受け付けます。	渋川保健福祉事務所（保健係）☎22-4166
子ども教育・子育て相談 (群馬県総合教育 センター)	学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などの心配事など、教育や子育てに関するあらゆる相談を受け付けます。 【相談日時】 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00 (第2・4土曜日) 9:00～15:00 (祝祭日・年末年始を除く。) 【相談方法】 電話相談・来所相談 ※上記時間外、及び祝日・年末年始は、子どもホットライン24（中央児童相談所）に繋がります。	群馬県総合教育センター 【住所】 伊勢崎市今泉町一丁目233-2 ☎0270-26-9200 ※来所相談は、事前予約が必要です。 (予約電話番号0270-26-9200)
高校生等対象の 奨学金・資金貸付制度	高校生等を対象とした奨学金等は、群馬県教育事業団高等学校等奨学金、群馬県高等学校等奨学金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金（教育支援金）、群馬県勤労者教育支援金・群馬県失業者緊急教育資金、あしなが高校奨学金、交通遺児育英会奨学金、佐藤交通遺児福祉基金などがあります。 ☆必要に応じてご相談ください。連絡先等を紹介いたします。	教育委員会事務局学校教育室 ☎26-2286

☆その他相談（町外含む）

事業名	内容	問合せ先等
吉岡町高校生等公共交通 通学支援事業	<p>公共交通の利用促進と高校生等の保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生等が通学に利用するバスや鉄道の定期券購入費（同一名義）が、</p> <p>1ヶ月あたり 5,000円以上 の場合、1ヶ月あたり 1,000円 を補助します。 1ヶ月あたり 10,000円以上 の場合、1ヶ月あたり 2,000円 を補助します。</p> <p>【対 象】 ・吉岡町にお住まいで、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。 （ただし、町税の滞納がない方に限ります。）</p>	<p>企画財政課企画室 <b>☎26-2241</b> ※申請が必要です。 町ホームページからもご確認いただけます。</p>
吉岡町自転車用 ヘルメット購入補助金	<p>道路交通法により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっていることから、自転車事故による被害の軽減に有効なヘルメットの着用率向上を図るため、購入費用の一部を補助します。</p> <p>【対 象】 吉岡町在住で、申請年度に15歳～18歳に達する生徒等の保護者（就学は問いません。） 【申請期間】 ヘルメットの購入日から1年以内 【補助金額】 購入額に1/2を乗じて、100円未満を切り捨てた金額（上限2,000円）</p>	<p>総務課協働安全室 <b>☎26-2243</b> 【必要なもの】 ①領収書又はレシート ②品質保証書又は取扱説明書 ③安全性の認証（SGマーク等）を受けていることが分かる書類 ④振込先のわかるもの</p>